

発達障がい児(者)に対する支援促進を求める意見書

自閉症、学習障害、注意欠陥・多動性障害、アスペルガー症候群などの発達障がいは、低年齢で現れることが多く、文部科学省の調査では、学習面や行動面で著しい困難を持つ児童生徒が約6%の割合で通常の学級に在籍している可能性があるとして、その対応が急務となった。

そのような中、発達障害者支援法が平成16年12月に制定され、国及び地方公共団体の責務として、発達障がいの早期発見や発達支援などの措置を講じること、さらには、都道府県ごとに発達障害者支援センターを設置することなどが示された。

しかし、発達障がい児(者)に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が必要であり、教育・福祉・保健・就労等の関係機関の連携や、市区町村の役割が極めて重要である。

よって、国会及び政府においては、下記の事項を早急を実施するよう強く要望する。

記

- 1 市区町村が関係機関と連携して支援体制を整備する際に、所要の財源措置を講じること。
- 2 発達障がいの早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と、新たな児童健診制度(5歳児健診)や就学時健診制度を確立すること。
- 3 保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における発達障がい児の受け入れと、指導員の養成・配置の支援を行うこと。
- 4 発達障がい者のための雇用支援コンサルタント、相談員等の配置や専門医の養成など人材を確保すること。
- 5 発達障がい児(者)への理解の普及、意識啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)3月30日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

(提出者) 全議員